

○久山町立学校児童、生徒就学援助規則施行規程

平成14年3月4日

久山町教育委員会訓令第1号

改正 平成29年5月26日教委訓令第1号

(目的)

第1条 久山町立学校児童、生徒就学援助規則（平成14年久山町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき、久山町立学校児童、生徒就学援助の実施及び手続については、この規程の定めるところによる。

(準要保護者の認定)

第2条 規則第2条第1項第2号に規定する準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当する場合において、学校長及び民生委員の意見を参考にし認定する。

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく個人事業税の減免、町民税の非課税、減免又は固定資産税の減免
 - ウ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の掛金の免除
 - エ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - オ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給
 - カ 世帯更生貸付補助金による貸付け
- (2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が不安定のため、生活状態に安定性がないと認められる者
 - ウ その他学校長が特に必要と認める者
- (3) 前年度における当該世帯の総所得が、生活保護基準の基準生活費の額、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額を合計した額の1.3倍以内の場合

(援助の対象)

第3条 規則第4条各号に掲げる援助は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 規則第2条第1項第1号に規定する要保護者で、教育扶助を受けているものについては、修学旅行費及び医療費とする。
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する要保護者で、教育扶助を受けていないもの、規

則第2条第1項第2号及び規則第2条第2項に規定する準要保護者又は特に必要と認められた保護者については、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、通学費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、学校給食費及び医療費とする。

（認定申請の様式）

第4条 規則第5条による認定申請書は、様式第1号による。

（認定通知の様式）

第5条 規則第6条第2項の保護者への認定通知は、様式第2号、校長への認定通知は、様式第3号による。

（被援助児童、生徒の異動）

第6条 就学援助の認定を受けた児童、生徒が転学又はその他在学に関する異動があったときは、校長は教育委員会に、教育委員会は、校長に速やかに通知しなければならない。

（廃止及び停止の通知の様式）

第7条 規則第9条の援助の廃止及び停止の通知は、第5条の様式第3号と同じものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月26日教委訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

就学援助申請書

平成 年 月 日

久山町教育委員会 教育長 様
久山町立 学校長 様

家庭の経済的理由により、就学援助を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

保護者 氏名	印	電話
住所	久山町大字	

児童生徒を含む世帯の状況(家族全員)					
家族の氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名・学年	収入額(平均月額)
住居	○で囲むこと 持家・借家・間借			家賃月額	円

申請理由	添付書類
1. 生活保護の停止・廃止を受けたがなお生活に困窮している。	生活保護停止・廃止通知書
2. 地方税法に基づく町民税非課税、減免又は固定資産税の減免の適用を受けている。	町税務課発行の非課税又は減免証明書
3. 国民年金掛金の免除を受けている。	国民年金保険料免除承認通知書の写し
4. 国民健康保険法の減免又は徴収の猶予を受けている。	国民健康保険税減免承認通知書の写し
5. 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。	児童扶養手当証書の写し
6. 生活福祉資金貸付制度を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
7. 職業安定所登録の日雇労働者である。	日雇労働被保険者手帳の写し
8. その他の事情により、生活状態が悪く困っている。	世帯全員の所得証明書
(8について、具体的に記入のこと)	
.....	
.....	
.....	

様式1(裏面)

誓約・委任事項

私は、久山町教育委員会が行う就学援助に関して次のように誓約します。
なお、下記事項について違反した場合は、教育委員会の処置に従います。

記

1. 就学援助申請書の記載事項は、事実と相違ありません。
2. 就学援助申請書の記載事項に変動が生じた場合は、速やかにお届けします。
3. 就学援助申請書の記載事項及び所得額等の状況については、教育委員会が調査確認することを了承します。
4. 就学援助の対象になっている給食費・学用品費等校納金については滞納しません。
5. 就学援助費の過誤受領の場合は、教育委員会の指示に従い返納します。
6. 就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を学校長を代理人と定め委任します。

平成 年 月 日

久山町教育委員会教育長 様

住 所 久山町大字

氏 名 _____ 印 _____

【 学 校 確 認 】 特記事項	受付印
.....	
.....	
.....	

【 教 育 委 員 会 確 認 】 特記事項	受付印
.....	
.....	
.....	

様式第2号(第5条関係)

久学発第 号
年 月 日

(保護者)

殿

久山町教育委員会
教育長

就 学 援 助 認 定 通 知

久山町立学校児童、生徒就学援助規則による援助を、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

1 被援助児童生徒名

2 援助開始の時期 年 月 日

3 援助の範囲

- (1) 学用品費、通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 通学費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費
- (7) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

※援助費の受領および執行についての一切の事は校長に委任して頂きたいと思いますので、別紙委任状を提出願います。

様式第3号(第5条関係)

久学発第 号
年 月 日

久山町立 学校長 殿

久山町教育委員会
教育長

就学援助児童生徒の認定および廃止について(通知)

下記の者を就学援助児童生徒として(認定・廃止)しましたので通知します。

記

児童生徒名	学年	保護者名	(認定・廃止)認定年月日

様式第1号（第4条関係）

（全改（平29教委訓令第1号））

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）